

令和5年度秋田県森林ボランティア団体等情報交換会
森林・山村多面的機能発揮対策交付金 説明資料



令和5年10月11日（水）
秋田の森林活用地域協議会

説明内容

- 1 事業概要
- 2 地域の人たちと、地域の山をきれいにしませんか。
- 3 申請前にご理解いただきたい留意点
- 4 事業採択の要件等
- 5 新規団体の立ち上げから採択申請までのステップ
- 6 令和6年度採択申請書の提出期限
- 7 事業申請から交付金交付までの流れ
- 8 申請書の提出先・問合せ先

1 事業概要

○森林は、

- ・土砂災害の防止
- ・水源のかん養
- ・生物多様性の保全
- ・地球温暖化の防止 など多面的な機能を持つ

⇒ **維持するため、森林を適正に整備・保全することが重要**

○里山林は、

かつて、薪や炭の生産の場、落葉の利用等で維持管理されてきた。

しかし、

- ・化石燃料、化学肥料の普及
- ・山村の過疎化・高齢化
- ・森林との関わりが希薄化
- ・森林の手入れがされず放置

⇒ **藪化の進行や竹の侵入等が問題**

⇒ **通常の木材生産を主目的とした森林整備では対応できない**

○そのため、

- ・地域住民、森林所有者、民間団体などが協力してつくる活動組織が行う
里山林保全や森林資源の活用をするための活動に

国が活動費用を支援（H25～）

■秋田県の活動組織（R5、H25～R5）

	令和5年度の活動組織	市町村
1	境界と自間伐の会	北秋田市
2	NPO法人あきた白神の森倶楽部	藤里町
3	白神里山クラブ	八峰町
4	里山百恵	八峰町
5	炭やきで夕日の松原まもり隊	秋田市
6	男鹿森の人プロジェクト	男鹿市
7	山林活用研究会	由利本荘市
8	フォレスト・コモンズ	由利本荘市
9	秋田319隊由利本荘班	由利本荘市
10	谷地里山の会	由利本荘市
11	NPO法人角館里山再生プロジェクト	仙北市
12	NPO法人ふるさと活性化サポートシステム	湯沢市
13	ふるさと水源の森造成プロジェクト	羽後町

地域振興局	活動組織数 (H25～R5)	備考
鹿角	2	
北秋田	3	
山本	9	
秋田	10	
由利	15	
仙北	5	
平鹿	1	
雄勝	5	
計	50	

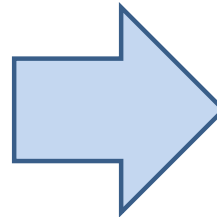
■事業対象の活動メニュー（タイプの紹介）

※大きく分けてメインメニューの2タイプ

メインメニュー

1 地域環境保全タイプ

- ・荒れている里山林の手入れや機能の維持・保全活動を行いたい。
- ・高密に侵入したモウソウチクやヤササなど除去したい。



①里山林保全活動

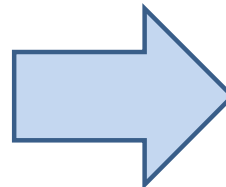
- ・里山林の機能を維持するための活動
- ・風倒木や枯損木の除去活動等

②侵入竹除去・竹林整備活動

- ・侵入竹の伐採・除去活動
- ・荒廃竹林の整備活動等

2 森林資源利用タイプ

- ・薪やシイタケ原木などの地域の資源を活用して山村を活性化したい



- ・集落周辺の広葉樹等の伐採、搬出活動等

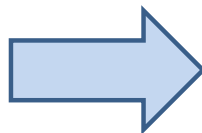
■事業対象の活動メニュー（タイプの紹介）

※サイドメニューはメインメニューと組み合わせが必要

サイドメニュー

1 森林機能強化タイプ

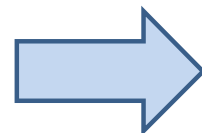
- ・森林整備のための歩道をつくりたい
- ・鳥獣害防止柵を設置したい



- ・歩道・作業道の作設・改修
- ・鳥獣害防止柵の設置・補修

2 関係人口創出・維持タイプ

- ・地域外の人と森林整備を行っていききたい



- ・地域外関係者との調整
- ・受け入れ環境の整備等

その他支援

1 活動推進費：3か年の活動計画の具体化に対する支援（1年目のみ）

2 資機材への支援：活動を実施するために必要な資機材の購入・設置に対して支援

■個々の活動メニュー等の詳細

(1) 地域環境保全タイプのうち ①里山林保全活動

- ① 【交付単価（最大）： 1年目→ 120,000円/ha（160,000円/ha）】
2年目→ 115,000円/ha（153,334円/ha）】
3年目→ 110,000円/ha（146,667円/ha）】

②（）の単価は地方公共団体による支援を合わせた目安

（交付金の対象活動）

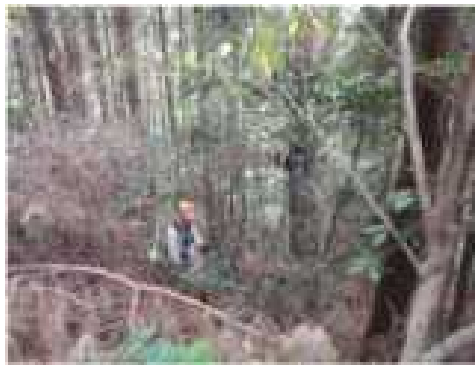
- ・ 雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地植え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、機械の取扱講習、以上の活動に必要な森林調査・見回り、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等

（交付金の使途）

- ・ 人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品（(7)資機材等に掲げるものを除く）、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等



作業前



作業中



作業終了

(2) 地域環境保全タイプのうち ②侵入竹除去・竹林整備活動

- ① 【交付単価（最大）： 1年目→ 285,000円/ha（380,000円/ha）】
2年目→ 265,000円/ha（353,334円/ha）】
3年目→ 245,000円/ha（326,667円/ha）】

②（）の単価は地方公共団体による支援を合わせた目安

（交付金の対象活動）

- 竹・雑草木の伐採・搬出・処理及び利用、以上の活動に必要な森林調査・見回り、機械の取り扱い講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等

（交付金の使途）

- 人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品（(7)資機材等に掲げるものを除く）、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等



作業前



作業中



作業終了

(3) 森林資源利用タイプ

- ① 【交付単価（最大）： 1年目→ 120,000円/ha（160,000円/ha）】
2年目→ 115,000円/ha（153,334円/ha）】
3年目→ 110,000円/ha（146,667円/ha）】

② () の単価は地方公共団体による支援を合わせた目安

(交付金の対象活動)

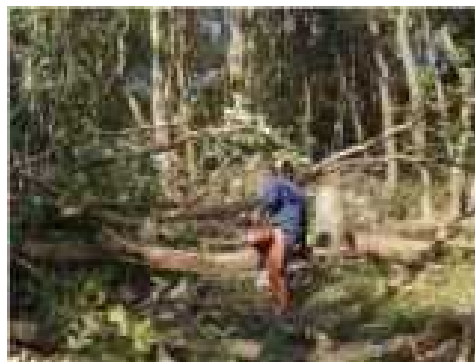
- ・ 雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、以上の活動に必要な森林調査・見回り、機械の取り扱い講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等

(交付金の使途)

- ・ 人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品（(7)資機材等に掲げるものを除く）、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等



作業前



作業中



作業終了

(4) 森林機能強化タイプ（サイドメニュー）

※(1)、(2)、(3)の森林整備を実施する場合のみ

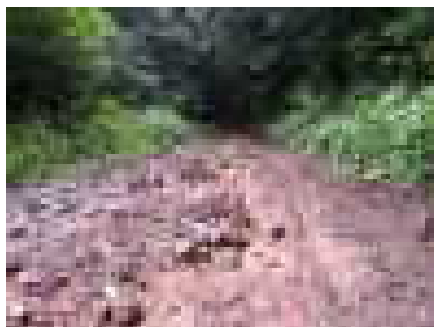
①【交付単価（最大）： 800円／m】

（交付金の対象活動等）

- ①歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、これらの実施前後に必要な森林調査・見回り
- ②延長に森林調査・見回りは含めないこと
- ③メインメニューの場所まで行くための整備（対象森林の中の道は対象外）

（交付金の使途）

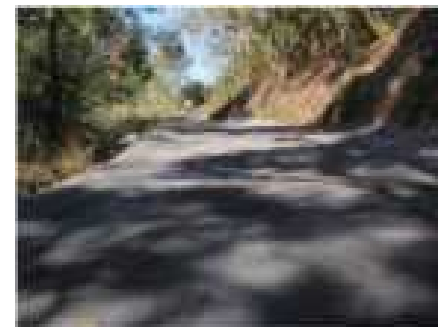
- ・ 人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品（(7)資機材等に掲げるものを除く）、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等



作業前



作業中



作業終了

(5) 関係人口創出・維持タイプ（サイドメニュー）

※(1)、(2)、(3)の森林整備を実施する場合のみ

①【交付単価（最大）：50,000円／年】

（交付金の対象活動等）

①関係人口（地域外関係者）が、地域住民と共同で森林保全管理活動を継続して実施するためには、地域住民が主体となった従来の取組とは違い、事前に活動内容をしっかりと調整することや受入環境を整備する必要があることから、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等を支援する。

②関係人口創出・維持タイプに取り組むにあたっては、

- a. メインメニューと併せて実施する（本サイドメニューの単独実施は不可）
- b. 10名以上の地域外関係者が参加する活動を年1回以上行う
- c. 地域外関係者と活動前に綿密な打合せ等を行う
- d. 交付申請書に地域外関係者の記載することを要件とし、真に地域外関係者との活動に取り組む意向のある活動組織に限定することとする。
- e. 地域外関係者は、活動を実施する対象森林の所在する昭和25年2月1日における市町村の区域以外に居住する者とする。

※上記要件を満たさない（満たさなかった）場合は、交付金を交付しない（交付金を返還）

（交付金の使途）

- ・ 人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品（(7)資機材等に掲げるものを除く）、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等



(6) 活動推進費

- ① 3ヶ年の活動計画の具体化に対する支援
- ② 【交付単価（最大）： 112,500円】 ※事業開始の初年度のみ。

（交付金の対象活動）

- ・ 現地の林況調査、活動計画に基づく取り組みに関する話し合い、研修等

（交付金の使途）

- ・ 人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品（(7)資機材等に掲げるものを除く）、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等



森林の現況調査



境界確認、周囲測量



安全研修

(7) 資機材・施設の整備

※(1)、(2)、(3)の森林整備を実施する場合のみ

① 【交付単価： 購入価格の1/3または1/2以内】

(交付金の対象活動等)

- ・ 上記(1)～(5)の取組を行うにあたり **必要な資機材**の購入・設置・賃借（**賃借**は、関係人口創出・維持タイプに限る。）
- ・ 林内作業車、薪割り機、炭焼小屋（炭釜含む）、薪ストーブの**4種類については1/3以内、その他の購入費用については1/2以内**

(交付金の使途)

・ 刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや（休憩や作業を行うための簡易建屋）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器、設置費等（**汎用性のある物品等は対象外**）



2 地域の人たちと、 地域の山をきれいにしませんか。

■関心はあるけど、次のようなことが気になるのですが。

- 山仕事の初心者が多いので、成果があげられるかわからない。
- 刈払いや小径木は伐れるが、大きな木は伐れない。
- 作業するためののこぎりやチェーンソーなど道具が不足している。
- ヘルメット、安全靴、防護服など装備が不足している。
- 何日も作業して、日当が出ないのでは人が集まらない。

など

■事業申請に必要な主な条件

- 3人以上で団体をつくること
- 対象面積が0.1ha（1,000m²）以上であること
- 対象森林は森林経営計画の対象外であること
- 3年間の活動ができること

3 申請前にご理解いただきたい留意点

- 活動組織の設立等
- 活動組織の役割
- 交付金の上限
- 事業の実施期間

■活動組織の設立等

- ① 地域住民、森林所有者、自治会等、地域外関係者等の地域の実情に応じた方、**3人以上**で構成する組織が対象です。
- ② 地域の自治会、NPO法人、森林組合等が**単独**で実施、又は**1構成員**となることも**可能**です。
- ③ **会費の徴収**等により財政基盤が確保されており、自立的に活動できる組織であること。
- ④ 活動期間中に**毎年1回以上**の**安全講習**や森林施業**技術の向上の講習**を実施することにより、一定の安全体制の確保や森林施業技術の向上を図る組織であること。講習は、原則として活動組織の構成員（**活動参加者**）が**全員参加**すること。
- ⑤ 活動に必要な安全装備を備えること及び**傷害保険に加入**すること。特に、林内に立ち入る際には、**ヘルメットを必ず着用**させること

■活動組織の役割

- ① 活動に取り組む活動組織は、森林の多面的機能の維持・向上のための保全活動等の実施主体として、里山林の資源を保全・活用することにより、**山村の活性化に貢献**するよう努めるものとする。
- ② 本対策の**実施期間が終了した後**においても、自立的な山村の活性化に貢献する取組を継続するよう努めるものとする。

■ 交付金の上限

- ① **1 団体**あたりの国からの交付金総額の上限は、資機材の購入費用も合わせて単年度で**500万円**（国の交付額）となっています。
- ② なお、同じ団体が**複数の市町村**で同年度活動を行う場合は、1団体の合計が単年度で**500万円**（国の交付額）とします。

■事業の実施期間

- ・活動を実施する期間は3年間。

- ① 活動組織は、3年間の活動計画書を作成し、年度ごとに採択を申請して下さい。
- ② 審査は年度毎に行います。前年度において採択を受けた場合でも、審査の結果、採択を受けられない場合があります。
- ③ 既に3年間の活動計画が完了した活動組織であっても、次年度を1年目とする新たな活動計画書を作成することによって採択を申請することが可能です。（優先順位は低くなります）

【参考】 3年間の活動（整備）の進め方

- 3年間継続して活動すること。
- 3年間の活動をイメージして、申請箇所の整備を行ってください。
- 申請面積については、1年間で**必ず全体の申請面積**を整備してください。
- 3年間、同じ場所で、同じ作業をしても構いません。（年度毎の作業前、作業後の写真等で明確に効果が認められる作業に限ります。）
- 年度毎に場所を変えて3年間作業しても構いません。（交付金対象は年度毎の作業面積となります。）

■ この事業の支援は、作業した面積に応じて支給されますので、
1年目：**申請範囲全体にわたって**雑草木の刈り払い
2年目：**全体にわたって**支障木、被圧木、折損木などの伐採
3年目：**全体にわたって**間伐
のように、**申請面積全体**を整備してください。

4 事業採択の要件等

- 活動組織の要件
- 対象森林の要件
- 対象森林の地目の確認
- 活動可能な地目
- 資機材購入の要件
- 業務を委託する場合の要件
- 協定書締結の要件
- 市町村との協議要件
- モニタリング調査に対する要件
- 安全対策の要件

■活動組織の要件

- ①活動対象となる森林と同一秋田県内に主たる事務所を置いていること。
- ②活動組織の運営に関する規約等を、林野庁様式を参考にして定めていること。なお、NPO法人など既存の組織を活用して活動を行う場合は、当該組織の定款等と同様式の内容を比較し、足りない条項を細則等として別に定めていること。
- ③実施要領に定められている書類の調製・整備ができる能力があること。また、地域協議会で定める期日までに、交付金の交付に係る必要書類（採択申請書や実施状況報告書等）を作成できる能力があること。

■対象森林の要件

- ① 活動組織の事務所のある秋田県内の森林であること。
- ② 交付金の交付を受けて活動を行う時点において森林経営計画が策定されていない森林であること。
- ③ 0.1ha以上の面積をもつ森林であること。
- ④ 森林機能強化タイプについては、活動計画書の年度別スケジュールの期間内（3年間）に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプによる森林整備が計画されている森林及び当該森林に到達するために必要となる歩道や作業道等（森林経営計画を策定している森林内を含む。）であること。
- ⑤ 現況が森林でも地目が農地の場合には地目変更または、非農地証明書の取得を市町村で行うこと。

■対象森林の地目の確認

- ① 活動対象地の地目は原則として山林であること。
- ② 農地の場合は非農地証明が必要です。
- ③ 登記地目が墓地の場合は、知事等から廃止許可書が必要となるため、地目の確認が必要となり、地目を確認できる資料の準備が必要です。
- ④ 例えば、固定資産税課税明細書や登記簿の写し、地籍調査図の地目の記入等となります。
- ⑤ 課税明細書については、金額の欄は不要ですので、見えないように写しを提出して頂ければ結構です。

■資機材購入の要件

- ① 資機材の購入について、**レンタル等の場合の費用と比較**して、購入する方が有利な場合は購入可能です。
- ② **原則初年度**に購入し、3年間使用すること。
- ③ 資機材を消耗品で購入しないこと。
- ④ **領収書**の氏名欄は個人名ではなく**活動組織名**を記入し、明細書も添付すること。
- ⑤ 購入後、資機材に事業年度、事業名、購入月日、活動組織名などを記載（シール貼付）して**写真撮影**すること。（実績書類として添付）
- ⑥ パソコン、デジカメなど**汎用性の高い物品は対象外**です。

■業務を委託する場合の要件

- ① 委託する作業は、活動組織で原則実施できない作業（胸高直径の大きい木の伐採、測量など）。全部委託は禁止。
※活動組織は受託者の作業内容を適切に監督すること
- ② 作業を委託する場合は、原則見積書を2社以上徴収すること。

■協定書締結の要件

- ① 活動組織の代表者と森林所有者の間に3年以上の協定書を締結していること。
- ② 活動計画書に定めた3カ年の活動を実施すること。3年間の活動が継続できなかった場合には、初年度に遡って交付金の返還が求められる場合があります。

■市町村との協議要件

- ① 活動が計画されている地域を管轄する市町村が本交付金による支援の有無、事業の有効性、妥当性、森林経営計画策定の有無などを確認していること。

※市町村に対する確認は、地域協議会が行います。

※協議会へ書類を提出する前に市町村へ森林経営計画策定の有無及び活動内容の説明をすること。

■モニタリング調査に対する要件

- ① 活動終了後の成果を数値で説明できるように、活動前の森林状況を調査し、1年目、2年目、3年目の活動後にも調査して、活動状況を管理すること。
- ② 活動計画書に、活動の目標と活動結果のモニタリング調査方法を記載し、モニタリング結果を毎年度、報告すること（報告の期間は3年間）。目標とモニタリング調査方法は、活動タイプや実施箇所ごとに、目標設定を行うこと。
- ③ モニタリングは必ず、数値で目標と達成率を表すこと。

※モニタリング調査のガイドライン（林野庁）を参考に調査を実施

【参考】モニタリング調査について

○活動の成果を数値で説明できるように森林の状態を調査

- ・初回調査：1年目の採択決定後に現状調査、数値目標を決定
- ・年次調査（1年目）：活動終了後に調査
- ・年次調査（2年目）：活動終了後に調査
- ・年次調査（3年目）：活動終了後に調査 ⇒ 目標達成(100%)

※活動によりどのように変化したかを把握し、次の活動へ反映

○調査の例

■混み合っているスギ人工林の場合

- ・調査区の設定：100m²の調査区（10m×10m）
- ・調査方法：木の本数と樹高の調査
- ・木の混み具合調査：数値化、数値目標を決定
- ・3年間の想定作業：刈払、除伐、間伐 など

※3年間活動して、目標を達成

※調査区をモデルとして活動対象面積の全部を整備する

【参考】秋田の森林活用地域協議会のモニタリング方法一覧表

森林の現状に対するモニタリングの方法一覧表

秋田の森林活用地域協議会

タイプ	森林の現状	立派な目標	実施する作業	知覚調査	実地調査調査	監視調査	モニタリング方法	監視形式	頻度
地域資源保全	荒れ果てている	荒れ果てた森林を保全し、生態系を回復したい	植樹・下刈り	植樹予定地の確認	植樹した苗木の成長確認	苗木の生育率	植樹中の苗木の生育率	A-1-1	100㎡
中山間地域	植樹木が倒壊木に変わっている	植樹木の生育を促進したい	下刈り	植樹木の生育	植樹木の成長確認	成長確認	植樹木の成長確認	A-1-1	100㎡
	植樹木が倒壊して荒れ果てている	植樹木を倒壊させないよう管理を徹底したい	刈り払い、ツル刈り	植樹木から地上1mの調査	植樹木から地上1mの調査	地上1mまでの生育率を調査し、生育率を向上させる	地上1mの生育率を調査し、生育率を向上させる	A-1-2	100㎡
	荒れ果てた森林が荒れ果てている	荒れ果てた森林を再生して生態系を回復したい	刈り払い、ツル刈り、間伐	植樹木から地上1m以上の調査	植樹木から地上1m以上の調査	地上1m以上の生育率を調査し、生育率を向上させる	地上1m以上の生育率を調査し、生育率を向上させる	A-1-3	100㎡
	荒れ果てた森林が荒れ果てている	植樹木を倒壊させないよう管理を徹底したい	刈り払い、ツル刈り、間伐	植樹木から地上1m以上の調査	植樹木から地上1m以上の調査	地上1m以上の生育率を調査し、生育率を向上させる	地上1m以上の生育率を調査し、生育率を向上させる	A-1-3	100㎡
	高層樹の伐倒木が多く倒壊している	高層樹の伐倒木を倒壊させないよう管理を徹底したい	伐倒木を倒壊させないよう管理を徹底したい	伐倒木から地上1m以上の調査	伐倒木から地上1m以上の調査	伐倒木から地上1m以上の調査	伐倒木から地上1m以上の調査	A-1-4	200㎡
	人工林で植樹木が倒壊している	人工林で植樹木を倒壊させないよう管理を徹底したい	植樹木を倒壊させないよう管理を徹底したい	植樹木から地上1m以上の調査	植樹木から地上1m以上の調査	植樹木から地上1m以上の調査	植樹木から地上1m以上の調査	A-1-5	100㎡
	植樹木が倒壊している	植樹木を倒壊させないよう管理を徹底したい	植樹木を倒壊させないよう管理を徹底したい	植樹木から地上1m以上の調査	植樹木から地上1m以上の調査	植樹木から地上1m以上の調査	植樹木から地上1m以上の調査	A-1-6	100㎡
中山間地域・竹資源活用	下層が荒れ果てた森林が荒れ果てた	下層が荒れ果てた森林を再生して生態系を回復したい	刈り払い、間伐	下層木の生育率	下層木の生育率	下層木の生育率	下層木の生育率	A-1-7	200㎡
	竹が倒壊して荒れ果てている	竹を倒壊させないよう管理を徹底したい	竹を倒壊させないよう管理を徹底したい	竹の生育率	竹の生育率	竹の生育率	竹の生育率	A-2-1	100㎡
	竹が倒壊して人工林が荒れ果てている	竹を倒壊させないよう管理を徹底したい	竹を倒壊させないよう管理を徹底したい	竹の生育率	竹の生育率	竹の生育率	竹の生育率	A-2-2	100㎡
森林資源活用	荒れ果てた森林が荒れ果てた	荒れ果てた森林を再生して生態系を回復したい	刈り払い、間伐	荒れ果てた森林の生育率	荒れ果てた森林の生育率	荒れ果てた森林の生育率	荒れ果てた森林の生育率	A-3-1	100㎡
	高層樹の伐倒木が多く倒壊している	高層樹の伐倒木を倒壊させないよう管理を徹底したい	伐倒木を倒壊させないよう管理を徹底したい	高層樹の伐倒木の生育率	高層樹の伐倒木の生育率	高層樹の伐倒木の生育率	高層樹の伐倒木の生育率	A-3-2	100㎡
	人工林で植樹木が倒壊している	人工林で植樹木を倒壊させないよう管理を徹底したい	植樹木を倒壊させないよう管理を徹底したい	人工林で植樹木の生育率	人工林で植樹木の生育率	人工林で植樹木の生育率	人工林で植樹木の生育率	A-3-3	100㎡
	植樹木が倒壊している	植樹木を倒壊させないよう管理を徹底したい	植樹木を倒壊させないよう管理を徹底したい	植樹木の生育率	植樹木の生育率	植樹木の生育率	植樹木の生育率	A-3-4	100㎡

■安全対策の要件

- ① 活動組織は、森林施業技術の向上に努めるとともに、十分な安全対策を講じて下さい。
- ② 立木の伐採や刈払機の使用など危険を伴う作業を行う場合には、安全講習を受けている者に作業させて下さい。
- ③ 作業は、安全対策を徹底し、一人作業はしないで、危険な作業は森林組合などに委託して下さい。
- ④ 作業においては、安全な服装、ヘルメット着用厳守（写真で確認）
- ⑤ 活動の危険度に応じた適切な傷害保険に必ず加入して下さい。
- ⑥ 作業前に安全講習を実施して下さい。

5 新規団体の立上げから採択申請までのステップ

ステップ1. 対象地域と参加者の決定

- どこで活動するかを決める
- 参加者を募る（参加同意書作成）
- 活動組織の名称と規約を作成（模範様式有り）
- 活動対象地の森林所有者と協定を結ぶ（模範様式有り）

ステップ2. 活動内容の話し合い

- どのような里山林にしたいか
- どんな活動内容にするか
- 地域協議会に相談する

ステップ3. 地域協議会へ申請

- 3カ年間の活動計画（活動計画書）を作成
- 人件費等活動に関する取り決めを決定（3年間は同じ単価）
- 資機材を購入する場合は見積書を徴収（原則1年目に購入）
- 委託する場合は2社以上から見積もりを徴収
- 活動森林の現状を写真撮影（長期にわたり手入れがされていない林内状況）
- 地域協議会に提出する前、市町村担当者と意見交換
- 計画書、採択申請書等を作成し、地域協議会のヒアリングを受ける

【参考】申請に必要な書類

提出書類	注 意 点
1 採択申請書（別紙3 様式第11号）	交付金の上限は単年度500万円。活動推進費は初年度のみ。
2 活動計画書（別紙3 様式第10号）	取組概要など詳しく記入
3 参加同意書（別紙2 様式第8号 別紙）	年度途中に変更があった場合は再提出
4 規約（別紙2 様式第8号）	会の自立的活動のため会費の徴収が必要
5 協定書（別紙2 様式第9号）	協定書は3年以上で結ぶ。森林所有者が構成員でも必要。
6 計画図（1/5,000以上）	活動場所の森林計画図、または縮尺5,000分の1以上の図面を添付。
7 対象森林の現況写真	活動区域・活動タイプ毎に3枚以上。遠景、近景など視点を変えて撮影。
8 個別規範：林業 事業者向けチェックシート	
9 その他	申請内容の説明に必要な資料
※様式等はデータで提供します。	

6 令和6年度採択申請書の提出期限

■新規団体の場合

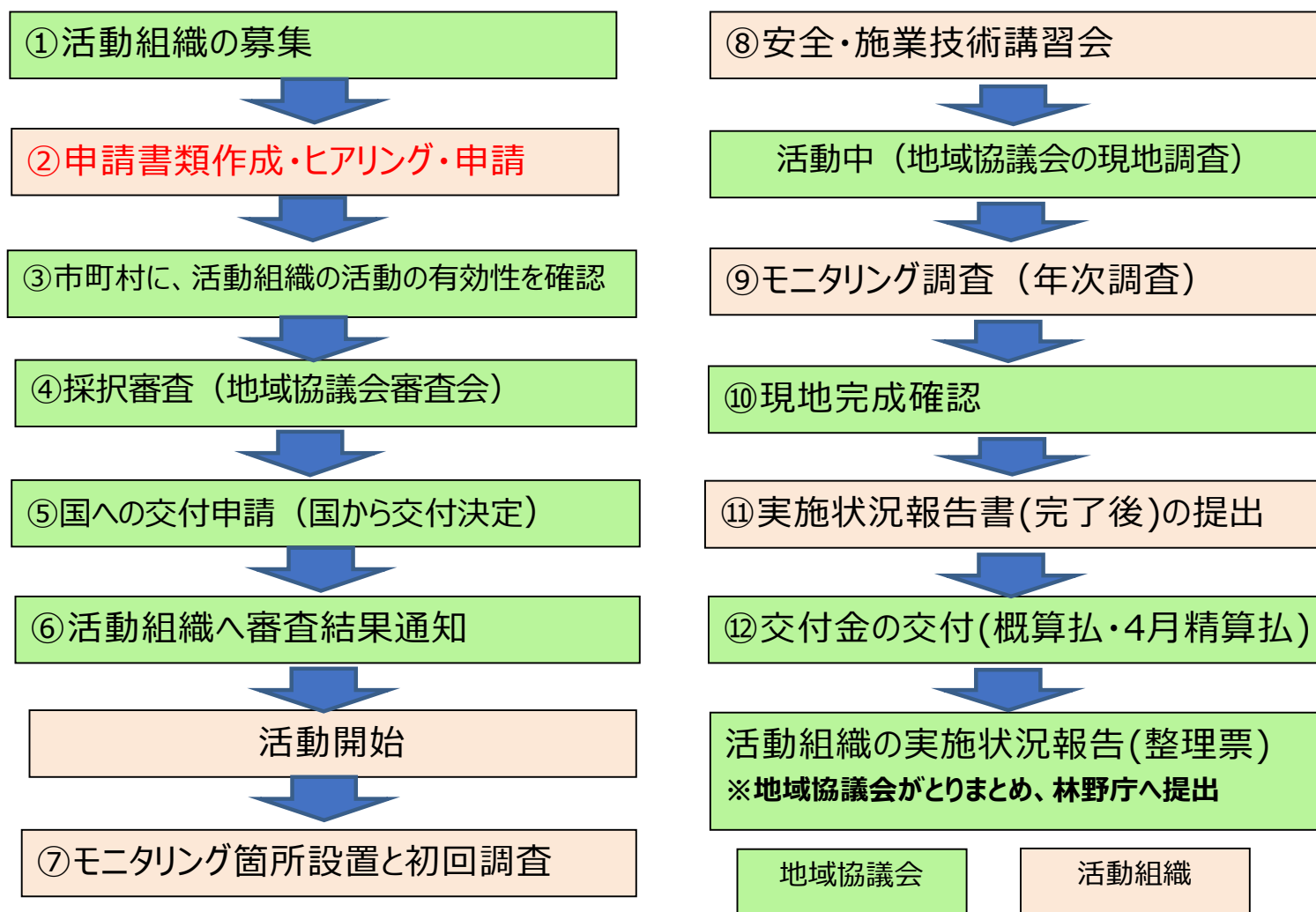
- 令和5年11月末までに仮提出、令和6年1月末まで本提出（随時現地調査、ヒアリング等）

■継続団体の場合

- 令和5年12月中旬に次年度要望額の報告、令和6年2月末までに仮提出、個別ヒアリング後、3月中旬まで本提出

※林野庁の令和6年度要望額調査（1月中旬）に合わせ、12月中旬に要望額をとりまとめ、報告

7 事業申請から交付金交付までの流れ



【参考】林野庁 令和5年度予算

森林・山村地域振興対策

【令和5年度予算概算決定額 1,056（1,363）百万円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮と山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、生活の身近にある里山林の継続的な保全管理や利用等の協働活動を促進するとともに、森林空間をはじめとした多様な森林資源を活用した山村と都市との新たな関わり方を普及啓発します。

<事業目標>

- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加
- Forest Styleネットワークの登録数（307団体等【令和3年度】→610団体等【令和8年度まで】）

<事業の内容>

- 1. 森林・山村多面的機能発揮対策** 1,020（1,363）百万円
森林の多面的機能の発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援します。
- 2. 新たな森林空間利用創出対策** 36（－）百万円
山村地域やその住民と継続的かつ多様に関わる「関係人口」を拡大させていくため、都市住民も含めWell-Beingの向上につながる森林コンテンツの育成・普及に向けた取組や、「日本美しい森 おおぞめ国有林」の重点的な環境整備等を行います。

<事業の流れ>



※国有林においては、直接で実施（2の事業の一部）

<事業イメージ>

森林・山村多面的機能発揮対策

○メインメニュー

地域協議会タイプ

里山林の機能維持 侵入竹の伐採・除去

森林空間利用タイプ

薪や薪木としての利用

○サイトメニュー

- ・路網の補修・機能強化等
- ・関係人口の創出・維持等の活動
- ・福祉、資料購入支援

新たな森林空間利用創出対策

・地元の高齢者に運動習慣をつけたい

・環境教育とアビタージュを一緒にしたい

森林空間利用等ニーズ調査

フォーラムの開催 WEBサイト作成

「日本美しい森 おおぞめ国有林」の重点的な環境整備等

水道の整備 動画によるPR

森林の多面的機能の発揮、Well-Beingの向上、関係人口の拡大

【お問い合わせ先】（1の事業、2の事業の一部）林野庁森林利用課（03-3502-0048）
（2の事業の一部）経営企画課（03-6744-2321）

【参考】申請前に、ご一読いただきたい資料

- ・次の資料は、本事業に興味がある方にデータで提供しますので、ご連絡下さい。
また、採択後に、これらの資料が改正された場合も、改正内容を遵守して下さい。

- ①森林・山村多面的機能発揮対策の手引き(令和5年4月)
- ②【林野庁HP】森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱(令和5年4月1日改正)
- ③【林野庁HP】森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(令和5年4月1日改正)
- ④森林・山村多面的機能発揮対策交付金 Q&A集(令和5年4月現在)
- ⑤【林野庁HP】モニタリング調査のガイドライン(令和5年4月改訂版)
- ⑥活動組織向け「写真の撮り方ガイド(令和5年4月改訂版)」
- ⑦その他、林野庁及び地域協議会が定めた資料

8 申請書等の提出先・問合せ先

○秋田の森林活用地域協議会
(あきた森づくり活動サポートセンターに併設)

【事務局】 2 名 事務局長 沼倉直人
事務局員 清水政枝

- 〒019-2611 秋田市河辺戸島字上祭沢38-4
秋田県森林学習交流館 プラザクリプトン内
- 電話 018-882-5570（サポートセンターと共通）
- FAX 018-882-5571（サポートセンターと共通）
- E-mail : akt-chikyou@forest.ocn.ne.jp

※森林・山村多面的機能発揮対策交付金は国の支援事業ですので、会計検査院の实地検査対象になっています。